

はじめに

大学入学共通テストを受験するに当たり、必ずこの冊子を精読し、出願手続や試験の制度について十分に理解するようにしてください。

1 志望大学の利用教科・科目の確認

大学入学共通テストを利用する大学は、入学志願者が大学入学共通テストにおいて解答すべき教科・科目やその成績の入学選抜における取扱いなどを、それぞれ定めています。志望大学の募集要項等をよく確認して、大学入学共通テストを受験してください。

2 受験教科の事前登録

大学入学共通テストを受験するに当たっては、受験教科等について出願時に登録する必要があります（→p.13）。

登録を正しく行わないと、希望する教科等を受験することができませんので、制度の内容をよく理解した上で出願してください。

3 登録内容の確認

大学入試センターは、出願書類を受理した後、**確認はがき**（出願受理通知）を10月26日（水）までに届くように送付します。確認はがきは、大学入試センターに出願が受理されたことを通知するとともに、志願票記入事項のうち、受験教科等の特に重要な登録内容を記載したものです。受領後は直ちに登録内容に誤りがないかを確認してください（→p.27）。

万一、登録内容に誤りがある場合や、志願票への記入誤り等により登録内容の訂正が必要となった場合は、所定の手続をしてください。

また、大学入学共通テストの**受験票**（12月15日（木）までに到着）にも登録内容を記載しますので、再度、確認してください（→p.31）。

4 「英語（リスニング）」で使用するイヤホンの確認

「英語（リスニング）」ではICプレーヤーを使用し、イヤホンで音声問題を聴取しながら解答します。リスニング受験希望者は、出願する前にイヤホンが耳に装着できるかを確認し、イヤホンが耳に装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、出願時に**イヤホン不適合措置**を申請してください（→p.44）。試験当日にイヤホンが耳に装着できないと申し出ても、対応できません。

なお、イヤホンについては、在学する高等学校等や大学入学共通テスト利用大学で実際に試すことができます。

5 障害等のある方への受験上の配慮

大学入学共通テストの受験に際し、病気・負傷や障害等のために、解答方法、試験室、座席及び所持品等について配慮を希望する場合は、**受験上の配慮申請が必要です**。

大学入試センターでは、大学入学共通テストの受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けています。受験上の配慮について疑問点（「どんな配慮をしてもらえるか？」、「申請するには何が必要か？」、「何からはじめればいいのか？」）等があれば、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に問い合わせてください。

希望する配慮事項によっては、審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮については、出願前から申請を受け付けます。出願前申請受付期間は令和4年8月1日（月）から9月22日（木）（消印有効）です。受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前に申請してください（→p.17）。

この申請がなければ各試験場では受験上の配慮を行いませんので、申請し忘れないよう、十分注意してください。

6 試験時間中の注意事項

携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末等の電子機器類は，試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っておいてください。試験開始前に，監督者の指示で電源が切られているか等の確認を行います。また，試験開始前に，机の上に置けるもの以外の所持品はかばん等にしまってください（→p.47）。

試験時間中，監督者が試験室内の巡視を行います。その際，監督者が顔を上げるよう指示することや，マスクや眼鏡，帽子等を一時的に外すよう指示することなどがあります。

また，不正行為に見えるような行為は，監督者が注意する場合があります。

＜ 不正行為を行った場合の取扱い ＞（→p.49）

- ・ その場で受験の中止と退室を指示され，それ以後の受験はできなくなります。
- ・ 受験した大学入学共通テストの全ての教科・科目の成績を無効とします。
- ・ 不正行為については，状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

7 新型コロナウイルス感染症対策等

新型コロナウイルス感染症予防のため，日頃から手洗い・手指消毒，咳エチケットの徹底，身体的距離の確保，「三つの密」（密閉，密集，密接）の回避などを行うとともに，バランスのとれた食事，適度な運動，休養，睡眠など体調管理を心がけてください。

試験場内では，常にマスクを正しく着用（鼻と口の両方を確実に覆う）してください。フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは，受験することはできません。病気・負傷や障害等により，マスクを着用することが困難で，マスクを着用せずに受験することを希望する場合は，受験上の配慮申請が必要です（→p.15）。マスクを着用せずに受験することが許可された者の試験室は別室（少人数の試験室）となります。受験上の配慮申請を行わずに試験当日に申し出た場合は，マスクを着用せずに受験することはできないため，追試験の受験申請及び受験上の配慮申請をしてもらうことになります。

なお，新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（濃厚接触者になった場合を含む。）の対応など，受験に当たっての具体的な感染症対策については，受験票等を送付する際に同封する「受験上の注意」に明示しますが，大学入試センターのホームページ（→裏表紙）において最新の情報を提供しますので，確認してください。